

「社会保障・税番号に係る法整備等対応ワーキング・グループ」設置要綱

平成23年7月19日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

今般、「政府・与党社会保障改革検討本部」では、社会保障と税に関わる番号制度（以下「番号制度」という。）に関し、具体的に法令その他で措置する制度設計の内容、制度の円滑な導入、実施、定着、利便性の向上に向けた実施計画等についての方角性を示した「社会保障・税番号大綱」（以下「大綱」という。）を取りまとめ、パブリックコメントに付したところである。また、本年秋以降、可能な限り早期に番号法案及び関係法律の関係法案が国会に提出されることとなっている。

大綱では、法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者として、証券会社も番号制度の一端を担うこととされているが、今後の番号法等の法整備等に際し、証券会社における番号の民間利用の範囲やコスト負担のあり方など、我が国証券界における番号制度の円滑な導入に向けて、適時適切に意見を取りまとめ、発信していく場が必要であると考えられることから、証券戦略会議の下部機関として、標記ワーキング・グループ（以下「本WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 番号法等の法整備等に対する意見
- (2) その他

3. 本WGの構成

- (1) 本WGの人数は10名程度とする。
- (2) 本WGに主査を置く。
- (3) 本WGには、オブザーバーを置くことができる。

4. 本WGの検討期間

本WGは、番号法及び関係法並びに関係政省令等が策定・整備されるまでの間を目途に検討を行う。

5. 事務の所管

本WGの庶務は、本協会企画部が担当する。

6. その他

税務分野における実務的な対応については、「証券税制に関するワーキング・グループ」を主体として検討し、本WGとの間で適切に情報連携を図ることとする。

以 上

社会保障と税に関わる番号制度の検討スケジュール等

23 年 1 月
「基本方針」の策定

23 年 3 月～4 月
「要綱」の策定

23 年 6 月
「社会保障・税番号大綱」の策定

23 年 7 月
大綱のパブリックコメント募集
(7 月 7 日から 1 か月間)

23 年秋以降
可能な限り早期に番号法案及び関係法律
の関係法案を国会に提出

24 年～25 年(予想)
番号法、税法、金商法等関係政省令等の公
表・制定

26 年 6 月
個人に「番号」、法人等に「法人番号」を
交付

27 年 1 月以降
社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲
で「番号」の利用を開始

30 年を目途
利用範囲の拡大を含めた番号法の見直し
を行うことを引き続き検討

「社会保障・税に関わる番号制度の
検討に係るワーキング・グループ」

<主な役割>

- ・ 要綱、大綱の策定に際しての証券界
の意見の取りまとめ・発信
- ・ 政府の「情報連携基盤技術ユーザーサ
ブWG」証券界出席者のサポート

(新 設)

「社会保障・税番号に係る法整備等
対応ワーキング・グループ」

<主な役割>

- ・ 番号法、関係法及び関係政省令等の
整備に際しての証券界の意見の取り
まとめ・発信

以 上

**第16回アジア証券人フォーラム (Asia Securities Forum: ASF) 年次総会
のプログラム案について**

平成23年7月19日

日本証券業協会

アジア証券人フォーラム (Asia Securities Forum: ASF) は、1995年に本協会の提唱により創設され、以後年次総会の開催等を通じて、アジア大洋州地域の証券業界の意見・情報交換の場として機能している。本協会は、ASFの創設以来常任事務局として、同フォーラムの運営をサポートしているところである。

ASFの年次総会では、ゲスト・スピーカーによる基調講演、メンバーによる各市場・業界の報告、その時々的重要な問題に関するパネル・ディスカッションが概ね2日程度にわたり行われ、通常主催団体の会員会社、開催地の市場関係者等もオブザーバーとして参加している。

昨年、北京で開催された年次総会において、本年の年次総会は本協会の主催により大阪において開催することが決定されたところであり、現在、本協会では大阪での年次総会の開催に向け、鋭意準備を進めているところである。現時点の年次総会の概要及びプログラム案は以下のとおりである。

日 程 : 9月28日(水)～30日(金)

会議会場 : 帝国ホテル大阪

出席者 : 28日会合: ASFメンバー(30名程度)

29日会合: ASFメンバー(50名程度)、オブザーバーとして協会の希望者(30名程度)

29日ディナーレセプション及び30日会合: ASFメンバー(50名程度)、協会員及び財界・大学関係者(100名～150名程度)

ウェブサイト: <http://www.asf2011.net/>

プログラム案:

日 時	事 項	スピーカー
9月28日(水)		
16:00-17:00	事前会合(事務レベルの打合せ)	(司会・説明) 日本証券業協会国際本部 石倉 宏一
18:00-20:30	歓迎レセプション(帝国ホテル)	(歓迎挨拶) 日本証券業協会会長 前 哲夫
9月29日(木)		
8:30-9:00	(登録受付)	
	司会	逢坂ユリ 氏
9:00-9:10	開会挨拶	日本証券業協会 会長 前 哲夫
9:10-9:40	基調講演 I 「日本の復興とアジア経済」(仮題)	
9:40-10:50	マーケット・プレゼンテーション I (A～J)	(発表国) オーストラリア、中国、台湾、香港、インド、インドネシア、日本

日 時	事 項	スピーカー
10:50-11:10	休憩	
11:10-12:10	パネル・ディスカッションⅠ 証券市場規制の新たな枠組み—業界団体の役割	モデレーター: 日本証券業協会 副会長・専務理事 大久保 良夫 パネリスト: 未定
12:10-13:40	昼食	
13:40-14:40	マーケット・プレゼンテーションⅡ (K~Z)	(発表国) 韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、 タイ、トルコ
14:40-15:00	休憩	
15:00-16:00	パネル・ディスカッションⅡ 投資者教育の将来像—投資者の信頼確保のために—	モデレーター: Mr. Nick Bannister Advisor, Korea Financial Investment Association (KOFIA) リード・スピーカー: Mr. Kun Ho Hwang Chairman & CEO of Korea Financial Investment Association (KOFIA) and Chairman of International Forum for Investor Education (IFIE) パネリスト: 東京証券取引所グループ 常務執行役 浦西 友義 氏 他
16:10-16:30	次回主催団体紹介	インド証券取引所参加者協会(次回主催団体)
17:30-18:30	(移動)	
18:30-21:00	ディナーレセプション (太閤園) 司会 挨拶 災害に強い経済・社会—建築家の視点から (仮題)	逢坂ユリ 氏 大阪地区会長 沖津 嘉昭 建築家 安藤 忠雄 氏
9月30日(金)		
	司会	逢坂ユリ 氏
9:00-9:05	開会挨拶	日本証券業協会 会長 前 哲夫

日 時	事 項	スピーカー
9:05-9:25	基調講演Ⅱ 震災後の日本経済・証券市場の展望とアジアへのインプリケーション（仮題）	未定
9:25-9:45	基調講演Ⅲ 「アジア経済の可能性と展望」（仮題）	アジア開発銀行総裁 黒田 東彦 氏
9:45-10:05	基調講演Ⅳ 関西圏経済の展望及び大阪証券取引所の業務戦略	大阪証券取引所取締役社長 米田 道生 氏
10:05-11:15	パネル・ディスカッションⅢ グローバル証券規制の動向と各国への影響	モデレーター:みずほ証券シニアアドバイザー 吉國 眞一 氏 パネリスト:未定
11:15-11:30	休憩	
11:30-12:40	パネル・ディスカッションⅣ アジア証券市場の将来ー成長する市場	モデレーター:大和総研専務理事 川村 雄介 氏 パネリスト: 中国: インド:インド証券取引所参加者協会会長 Naresh Maheshwari 氏 インドネシア: 台湾: 韓国: トルコ:トルコ資本市場仲介業協会会長 Attila Koksai 氏
12:40-12:45	閉会挨拶	日本証券業協会 会長 前 哲夫
12:45-13:50	昼食	
14:00-18:00	ソーシャルプログラム（オプション）	
18:00-21:00	ディナーレセプション（オプション）	



[HOME](#)

[PROGRAM](#)

[DOCUMENTS](#)

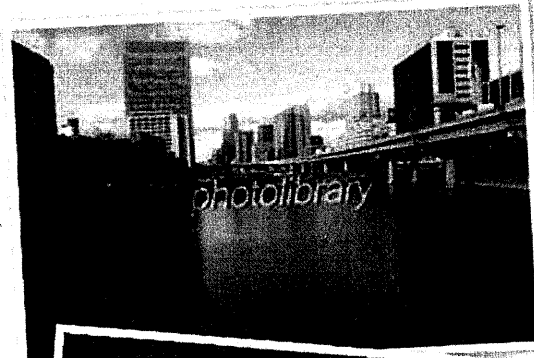
[REGISTRATION](#)

[VISITING OSAKA](#)

[CONTACT](#)

ASF 2011

Furthering Market Resilience, Confidence and Potential



Dear ASF members,

We are extremely pleased to be hosting the 2011 Asia Securities Forum (ASF) in Osaka on September 28 to 30. As the host for this year forum, the JSDA would like to extend our warmest welcome to all delegates and accompanying guests.

Since its foundation in 1995, the ASF has provided its members with an open forum for the Asia-Pacific region's securities markets. The ASF has fostered a common interest in the region's growing markets.

In March this year, Japan experienced a devastating earthquake and tsunami which claimed tens of thousands of human lives, causing tremendous economic loss. Nevertheless, we believe that our society has shown great resilience under these difficult circumstances and remained confident in recovery and, what is more, further development, which we believe will expedite reconstruction. Reflecting this tragic but surmountable experience, the JSDA has decided the theme of the conference as **"Furthering Market Resilience, Confidence and Potential."**

This website intends to assist ASF members in registering for the 2011 AGM, reserving hotel accommodation, and obtaining helpful information on the conference program as well as information about the city of Osaka.

Japan Securities Dealers Association



Japan Securities Dealers Association

▶ About JSDA

「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の
一部改正等について

平成 23 年 7 月 19 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正等の趣旨

インターネット等による証券取引の普及等を背景として、相場操縦等の違反行為の態様も著しい変貌を遂げている。

今般、エクイティ委員会の下部機関である「証券会社における売買管理等のあり方を検討するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、売買管理の実効性を確保するという観点から、インターネットを利用した顧客の注文について、売買審査の実効性の確保に必要な情報の保存のため、「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」等について、以下のとおり改正等を行うこととする。

II. 改正等の骨子

1. 「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正について

- (1) 社内記録等の保存等にインターネットを利用した顧客の注文について、売買審査の実効性の確保に必要な情報を追加することとする。

(第5条第2項)

- (2) その他所要の整備を図る。

III. 施行の時期

この改正は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 1 部 (TEL 03-3667-8647)

以 上

「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」の一部改正等について

平成 23 年 7 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新

(社内記録等の保存等)

第 5 条 (現行どおり)

2 会員は、前項のほか、インターネットを利用した顧客の注文について、売買審査の実効性の確保に必要な情報を取得し、適切に保存しなければならない。

別 表

売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表

	銘 柄		顧 客
1	(現行どおり)	1	(現行どおり)
2	(現行どおり)	2	(現行どおり)
3	(現行どおり)	3	(現行どおり)
4	(現行どおり)	4	(現行どおり)
5	当該会員が売買を行った銘柄のうち重要事実等が公表された銘柄	5	(現行どおり)
6	(現行どおり)	6	(現行どおり)
7	(現行どおり)	7	(現行どおり)

(注) 1. (現行どおり)
2. (現行どおり)
3. (現行どおり)

付 則

この改正は平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

旧

(社内記録の作成、保存)

第 5 条 (省 略)
(新 設)

別 表

売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表

	銘 柄		顧 客
1	(省 略)	1	(省 略)
2	(省 略)	2	(省 略)
3	(省 略)	3	(省 略)
4	(省 略)	4	(省 略)
5	当該会員が売買を行った銘柄のうち重要事実が公表された銘柄	5	(省 略)
6	(省 略)	6	(省 略)
7	(省 略)	7	(省 略)

(注) 1. (省 略)
2. (省 略)
3. (省 略)

自主規制規則の見直しに関する検討計画について

平成 23 年 7 月 19 日

日本証券業協会

本協会では、「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」（昨年 6 月 29 日）における提言を受け、実効性のある自主規制規則の制定等を目的として、本年 1 月 18 日、「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）を取りまとめたところであります。

この基本的考え方「4. 規則の見直し」において「定期的（年 1 回程度）に、協会員等に対して規則の見直し等に関する意見・要望の募集を実施し、寄せられた意見・要望の内容を整理・検討のうえ、必要に応じて、規則所管委員会等において審議を行い、見直しを行う」ことが謳われたことを踏まえまして、本年 4 月 19 日から 5 月 13 日までの間、協会員各社に対して、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集いたしました。

この間に協会員より寄せられた提案は、下記 9 件（5 社からの御提案）であります。

今般、これらの提案を受けまして、下記のとおり、自主規制規則の見直しに関する検討計画を取りまとめました。

記

I. 規制の見直しの検討に着手する事項

提案事項		検討計画 (12 月までに結論を得る予定)
1	有価証券の引受けを行う際の親引けに関する制限及び公正な配分に関するルールのあり方の見直し 【有価証券の引受け等に関する規則、株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則】	⇒ 「会員における引受けのあり方に関する検討会」において検討し、結論を得る。
2	外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出義務の見直し等 【外国証券の取引に関する規則】	⇒ 「外国証券の取引等に関する検討部会」において検討し、結論を得る。
3	外国株券等に関する資料等の公衆縦覧の	⇒ 「外国証券の取引等に関する検討部会」に

提案事項		検討計画 (12月までに結論を得る予定)
	見直し等 【外国証券の取引に関する規則】	において検討し、結論を得る。

II. 検討を見送る事項

提案事項	
4	外務員登録を受けていない派遣労働者に関して、「従業員規則」の対象範囲に加えること【協会の従業員に関する規則】
5	「地場受け、地場出し」の通知義務を課すこと等【協会の従業員に関する規則】
6	適格機関投資家向け勧誘の告知等義務に関して、規則に規定すること【外国証券の取引に関する規則】
7	「都道府県別証券警察連絡協議会」及び「地区別（ブロック別）証券警察連絡協議会」の存在を定款規則等に規定し、その位置付けの明確化を図ること等【反社会的勢力との関係遮断に関する規則、定款】
8 9	上場 CFD 取引に係る勧誘規制の撤廃・見直しについて【CFD 取引に関する規則】

※詳細につきましては、P3以降の参考資料をご参照ください。

「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を受けた本協会の対応

平成 23 年 7 月 19 日

項番	提案事項	提案の概要	本協会の対応
1	有価証券の引受けを行う際の親引けに関する制限及び公正な配分に関するルールのあり方の見直し	●親引けに関する制限を撤廃又は緩和すること（親引けが認められる場合の限定列挙による制限の撤廃等）。 ●会員が株券等の募集又は売出しに係る引受けを行う場合における、公正な配分に関するルールのあり方を見直すこと。	「会員における引受けのあり方に関する検討会」において検討し、結論を得る。
2	外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出義務の見直し等	●多くの協会員は顧客との取引開始に際して、約款を交付した上で、外国証券取引契約を含む総合サービス契約を締結しているが、規則上、外国証券取引に関しては、外国証券取引の内容の確認事項を記載した申込書の提出義務が課されていることから、顧客の利便性等が損なわれているため、申込書の提出義務の見直しを行うこと。 ●顧客と契約すべき事項を、規則条文に規定するのではなく、モデル約款として別途公表する方法を検討すること	「外国証券の取引等に関する検討部会」において検討し、結論を得る。
3	外国株券等に関する資料等の公衆縦覧の撤廃	●協会員が外国株券等の国内公募の引受け等を行った場合には、発行者が公表した資料を協会員が協会に提出し、協会が公衆縦覧に供している	「外国証券の取引等に関する検討部会」において検討し、結論を得る。

項番	提案事項	提案の概要	本協会の対応
		が、当該公衆縦覧を廃止し、協会への資料提出義務を撤廃すること。	
4	外務員登録を受けていない派遣労働者に関して、「従業員規則」の対象範囲に加えること	●外務員登録を受けていない派遣社員に関しても、証券会社の指揮命令を受けて証券会社の業務を行う者であることから、外務員登録の有無に関わらず、協会規則の遵守は必要であることから、外務員登録を受けていない派遣労働者に関して、「従業員規則」の対象範囲に加えること。	以下の理由から、検討を見送ることとする。 ◆派遣労働者の雇用関係は、派遣会社との間に存在し、協会員との間には存在しない。本来、雇用関係のない者を規則上、従業員と整理していない。 ◆一方、外務行為を行う派遣労働者については、協会員のために有価証券関連業務等を行う者であることから、例外的に従業員規則の適用を受けることと整理している。
5	「地場受け、地場出し」の通知義務を課すこと等	●地場受けⁱⁱの禁止規定として、「いかなる名義を用いているかを問わず」と規定されているが、わかりやすさの観点から、この文言を削除すべきである。 ●協会員の従業員が証券取引を他協会員へ発注もしくは他の協会員から受注する場合は事前に通知義務を課すこと。	以下の理由から、検討を見送ることとする ◆「いかなる名義を用いているかを問わず」とは、名義のいかんを問わず、実質的に他の協会員の従業員の取引を規制する趣旨であり、規制の漏脱を防止する観点から、削除することは適当ではないと考える。 ◆「地場受け」の禁止の適用除外として、他の協会員から書面による承諾を受けた当該他の協会員の従業員の取引が認められているが、この場合において、受注する協会員は、当該他の協会員の従業員から承諾書を受領したうえで、取引を受託している。このことから、取引を行う当該他の協会員の従業員から受注する協会員

項番	提案事項	提案の概要	本協会の対応
			に対して承諾書による事前の告知が行われており、ご提案のように事前の通知義務を新たに課す必要はないと考えている。
6	適格機関投資家向け勧誘の告知等義務に関して、規則に規定すること	●金商法第 23 条の 13（適格機関投資家向け勧誘の告知等）で告知の義務が課せられていることから、規則においても、法令上の告知義務がある旨の説明を明確にすべき。	以下の理由から、検討を見送ることとする。 ◆法令改正により、本協会規則で売出し等の要件を規定することはなくなり、金商法 23 条の 13 等は法令の範囲内で規定されることとなったので、外国証券規則からは当該規定を削除したものである。
7	「都道府県別警察連絡協議会」及び「地区別（ブロック別）証券警察連絡協議会」の存在を定款規則等に規定し、その位置付けの明確化を図ること等	●規則において、「都道府県別警察連絡協議会」及び「地区別（ブロック別）証券警察連絡協議会」の存在を明記するとともに、その位置付けを明確化すべき。この際、定款の第 9 節付属機関に「証券警察連絡協議会」を加えることが望ましい。	以下の理由から、検討を見送ることとする。 ◆証券警察連絡協議会は、証券取引からの暴力団等排除対策の推進の目的で、警察庁通達を受け、各都道府県警察等と会員証券会社との連携の場として設置されたものであり、本協会の定款上の機関とすることは困難である。
8 9	上場 CFD 取引に係る勧誘規制の撤廃・見直しについて	●上場 CFD 取引は、既存株価指数先物取引と同様の有価証券関連の市場デリバティブ取引であることから、「CFD 取引に関する規則」に規定する上場 CFD 取引に係る勧誘受諾意思確認義務及び再勧誘禁止を撤廃すること	以下の理由から、検討を見送ることとする。 ◆CFD 取引はその商品性等において FX（外為証拠金取引）と類似した特徴を持つことから、過去に FX において過度の勧誘が行われて社会問題化し、法令で一定の勧誘規制が設けられたという事実鑑み、近年拡大傾向にある CFD 取引においても、将来的に起こり得る不測の事態に対する未然防止を図る観点から、FX に

項番	提案事項	提案の概要	本協会の対応
			対する勧誘規制と同等の規制を設けることとしたものであり、また、投資者保護の一層の充実を図る観点から、CFD取引を含むデリバティブ取引全般について強化された勧誘規制の枠組みが動き出したばかりであることから、現時点で見直しは必要ないと考える。

以上

i 「親引け」とは、公開株式のすべてを公募にせず、その一部を特定の取引先や金融機関等に優先的に販売することを約束したり、自ら保有することをいう。株主構成の安定化を図ることができるメリットがあるが、個人投資家の消化を妨げることにともなるため、一定の率以内に制限を課している。

ii 「地場受け（じばうけ）」とは、協会員（証券会社や登録金融機関）が、他の協会員の役職員から有価証券の売買注文を受けることをいう。地場受けは、本協会の規則により禁止している。本来、自社で行うことができる売買注文を他社に出すことは不合理な行為であり、顧客の金銭又は有価証券を横領したり、インサイダー取引に利用することを防ぐといった目的がある。

また、「地場出し（じばだし）」とは、協会員の役職員が、他の協会員に有価証券の売買注文を出すことをいう。地場出しについても、地場受けと同様の目的で、本協会の規則により禁止している。

iii 「CFD取引」とは、金融商品や金融指標を参照原資産としたデリバティブ（金融派生）商品で、取引開始時の約定価格と取引終了時の約定価格との差額により決済が行われる差金決済取引（Contract for Difference : CFD）をいう。証拠金取引であるためレバレッジ（てこ）を効かせることで、証拠金より大きな金額の取引が可能なのが特徴である。

本協会ホームページの「証券CFD（差金決済）取引の特徴やリスクとは？」

(<http://www.jsda.or.jp/sonaeru/risk/cfd/index.html>) をご参照ください。